

期 日 前 投 票

をご利用ください

※土・日曜日、祝日も投票できます

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票をするときは、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。

期日前投票所で指定の用紙に記入することもできますが、選挙のお知らせはがき裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。宣誓書にある期日前投票の事由は「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難」を選択してください

※期日前投票に限り、6つのどの投票所でも投票できます。投票日当日（11月14日(日)）は「選挙のお知らせはがき」に記載の投票所以外では投票できません

■ 記載例（はがきの裏面）

期日前投票宣誓書

私は、令和3年11月14日執行の広島県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 令和3年〇月〇〇日

氏名	廿日市 花子	該当する□に✓を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事
生年月日	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平・令 63年4月1日	<input type="checkbox"/> 上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難 <input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住 <input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日のほか、選挙当日に投票できない事由で該当するものにチェックを入れてください

- 不在者投票**
指定病院などでの不在者投票
不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院長などの職員に申し出てください。
- 滞在先での不在者投票**
選挙期間中、出張などで市外に滞在している場合、廿日市市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、滞在先の選挙管理委員会から投票できます。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。
- 郵便などによる自宅での不在者投票（郵便投票）**
法で定める重度の障がいなどがある人は、廿日市市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、郵便などで自宅から投票できます。投票用紙の請求には「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに選挙管理委員会へ手続きをください

- 新型コロナウイルス感染症による療養者の投票（特例郵便等投票）**
新型コロナウイルス感染症により自宅療養または宿泊療養している人のうち、投票用紙などを請求するときに、外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる期間が投票しようとする選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の当日までの期間にかかることと見込まれる人は、選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、郵便で療養場所から投票できます。※濃厚接触者の人は、特例郵便等投票の対象ではありません。感染拡大防止策を実施し、投票所で投票してください
- 投票用紙の請求期限（郵便投票・特例郵便等投票）** 11月10日(水)まで（必着）
- 開票**
とき 11月14日(日)21時10分（予定）
ところ 阿品台東小学校体育館
- 最新の選挙に関する情報などは市ホームページで更新しますので、確認してください。

広島県知事選挙

投票日は11月14日(日)

問い合わせ
廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎③9228
佐伯支所（選挙担当）☎⑦1112
吉和支所（選挙担当）☎⑦2112
大野支所（選挙担当）☎③2005
宮島支所（選挙担当）☎④2000

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

皆さんが安心して投票できるよう、投票所の職員はマスクまたはフェイスシールドを着用し、アルコール消毒液・飛沫防止用パーティションの設置、筆記用具・記載台などの定期的な消毒、使い捨て鉛筆の用意、定期的な換気などの対策を行います。

皆さんへのお願い
来場の際は、マスクの着用や咳エチケット、周囲の人との距離を保つなどの感染症対策の徹底をお願いします。
その他
鉛筆またはシャープペンシルを持参して使用できます。※ボールペンはインクがにじむ可能性があるため、推奨しません

- 投票できる人**
年齢など 平成15年11月15日以前に生まれ、日本国籍を有する人
- 住所** 令和3年7月27日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人
- ※本市から県内の他の市区町へ住所移転し、引き続き広島県の区域内に住所を有している場合は、本市の元の住所地の投票所で投票できます。この場合、いずれかの市区町の市民課（住民課など）が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を提示するか、投票所の投票管理者から「引き続き住所を有することの確認」を受ける必要があります
- ※7月28日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人で、転入前のいずれかの市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、名簿登録地での投票となりますので、名簿登録地の市区町の選挙管理委員会にお問い合わせください
- ※7月28日以降に県外から転入した人および投票日までに関

- 外に転出した人は、投票できません
- ※衆議院議員総選挙の日程によっては、転入の要件が変わる場合があります
- 選挙のお知らせはがき（入場券）**
投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を10月下旬頃郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。
はがきが届かない場合や無くした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。※郵便事情などで、同じ世帯や地域でも届く日が前後する場合があります
- 点字投票・代理投票**
目が不自由な人は、点字投票ができます。手が不自由などのため、自分で字が書けない人は、代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。